第3章

基本計画と実施計画・重点事業

第1節 第2次地域福祉活動計画の構成

1. 基本理念

基本理念については、第1次活動計画と同じように、以下のような京田辺市が策定した計画と同じ理念を掲げています。

お互いさんの心で築く 人にやさしいまち 京田辺

地域福祉の推進には、市民の主体的な参画と協働による「ともに生きる地域社会づくり」が求められています。それは、行政や特定の団体・企業・個人等が行うものではなく、市民すべてが主体となって、一人ひとりの参画のもとに、助け合いやふれあいの輪(和)を広げていく、継続的な活動であり、「みんなで築く」という視点が重要です。

また、この計画は、高齢者や障がいのある人、子ども等特定の人ではなく、地域を構成するすべての人が対象となります。そして、だれもが生涯にわたり、住み慣れた地域で「一人ひとりの人権が尊重され、その人らしく自立した生活を送ることができるようにすること」が重要です。

この基本理念を前提に、住民がお互いの個性を尊重しながら、ふれあい、地域の多様な生活課題に気づき、その解決に向けて地域全体が一丸となって取り組んでいけるまちづくりを引き続きめざしていきます。 (第2期 京田辺市地域福祉計画から抜粋)

─ともに生き 市民が主役 民間と行政と連携した 福祉の地域(まち)をめざして -

共有した基本理念の下に掲げた上記の副題は、「社協」の活動理念や期待され果たすべき役割を以下の(1)~(3)のように表し、基本目標や基本計画、実施計画の中で具体的にまとめています。

(1) ともに生きる

一人ひとりの暮らしは、みんなに支えられています。地域や生活の問題は個々の問題だけではなく、市民みんなの問題でもあります。お互いの人権を尊重し、お互いに尊敬し合い、みんながともに生きる地域(まち)をめざします。

(2) 市民が主役

一人ひとりの思いやりや助けあいの気持ちを大切にして福祉活動への関心、参加をはかり、当事者活動、ボランティア活動や小地域福祉活動等、市民が主役の福祉活動を支援、推進して、孤立することなく、安心して暮らせる地域(まち)をめざします。

(3) 民間と行政との連携

市が策定した「京田辺市地域福祉計画」との連動、補完をはかり、また連携し、市内関係機関、 団体とも協働して、各々の役割を踏まえた地域福祉活動計画を実施することにより、福祉の地域 (まち)をめざします。

2. 第2次地域福祉活動計画の体系

